

産業環境常任委員会

平成21年6月15日(月曜日)午前10時開会

出席委員(7名)

委員長	玉野 宏 君	副委員長	岡部 瑞穂 君
委員	鈴木 伸彦 君	委員	伊藤 豊美 君
委員	鈴木 紀 君	委員	平山 英 君
委員	木下 幸英 君		

欠席委員(なし)

請願紹介議員

議 員 高久好一 君

説明のための出席者

生活環境部長	松下 昇 君	環境管理課長	齋藤 正夫 君
環境管理課長 補 佐	赤井 清宏 君	環境企画係長	大森 貢 君
環境対策課長	玉木 宇志 君	公害対策係長	黄木 伸一 君
廃棄物対策 室 長	辻野 岩男 君	廃棄物対策室 (一般廃棄物担当)	神島 智行 君
那須塩原 クリーンセンター 所 長	熊田 茂樹 君	那須塩原 クリーンセンター 清掃係長	小貫 良信 君
生活課長	長山 治美 君	生活課長補佐 兼 生活安全係長	川嶋 勇一 君
消費生活 センター所長	井上 みはる 君	産業観光部長	三森 忠一 君
農務畜産課長	古内 貢 君	農務畜産課長 補 佐	八木 澤 秀 君
農業振興係長	伴内 照和 君	畜産振興係長	本 澤 和 幸 君
堆肥センター 所 長	君 島 直 君	農林整備課長	斉藤 一太 君
農林整備課長 補 佐 兼 農村整備係長	関谷 正徳 君	林務係長	川崎 孝雄 君
地籍調査係長	池澤 直実 君	商工観光課長	藤田 一郎 君
商工観光課長 補 佐 兼 商工係長	君 島 秀行 君	観光係長	高根 沢 威夫 君

産業観光課長 (西那須野支所)	高	塩	富	男	君	産業観光課長 補佐兼 商工観光係長 (西那須野支所)	相	馬	満	義	君
産業観光建設 課長 (塩原支所)	渡	邊	勝	実	君	産業観光建設 課長補佐兼 観光施設係長 (塩原支所)	印	南	良	夫	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君	農業委員会 事務局長補佐 兼農政係長	中	川	利	夫	君
農業委員会 農地係長	神	山		栄	君						

出席議会議務局職員

書記 小平 裕二 君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項
 - 〔農業委員会事務局〕
 - ・ 農業委員会事務局長あいさつ・職員紹介
 - 〔産業観光部〕
 - ・ 産業観光部長あいさつ・職員紹介
 - ・ その他
 - 〔生活環境部〕
 - ・ 生活環境部長あいさつ・職員紹介
 - ・ 議案第48号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)について
 - ・ 議案第50号 那須塩原市駐車場条例の一部改正について
 - ・ 請願第1号 高すぎるごみ袋の値下げを求める請願について
4. その他
5. 閉 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

玉野委員長 皆さん、おはようございます。

本日、招集となりました産業環境常任委員会に、まずは皆さんご出席いただきまして、ありがとうございます。

今定例会におきまして、当委員会に付託された案件につきましては、補正予算関係が1件、条例案件が1件、請願が1件の合計の3件であります。

各委員におかれましては、慎重な審議をお願いいたしますとともに、円滑なスムーズな進行を心を砕いてお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、ただいまから産業環境常任委員会を開催いたします。次第に沿って進めてまいりたいと思います。

農業委員会事務局の審査

玉野委員長 まず、農業委員会事務局の審査を行います。

初めに農業委員会事務局長、ごあいさつをいただければと思います。

なお、職員の皆さんのご紹介もあわせてお願いします。

玉野委員長 人見農業委員会事務局長。

人見農業委員会事務局長 (挨拶。)

(出席説明員自己紹介。)

玉野委員長 今回付託された案件はありませんので、そのほか何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

玉野委員長 ないようですので、これで農業委員

会事務局の審査を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

玉野委員長 委員会を再開いたします。

産業観光部の審査

玉野委員長 次に、産業観光部長よりごあいさつをいただきたいと思います。なお、職員の皆さんのご紹介もあわせてお願いします。

玉野委員長 三森産業観光部長。

三森産業観光部長 (挨拶。)

(出席説明員自己紹介。)

玉野委員長 ありがとうございます。

今回は付託された案件はございませんので、その他に移りたいと思いますが、ございますか。

〔「あります」と言う人あり〕

玉野委員長 暫時休憩いたします。

それでは、関係職員以外の退室をお願いします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

玉野委員長 委員会を再開いたします。

その他

玉野委員長 それでは、その他について執行部の説明をお願いいたします。

三森産業観光部長。

三森産業観光部長 このたび、その他で、お願いという形になりますけれども、塩釜公衆トイレの修繕につきまして、まず塩原支所の課長から概要を説明させていただきます。

渡邊産業観光建設課長（塩釜公衆トイレの修繕について説明。）

三森産業観光部長 補足的に申し上げますと、一応市の方針としては改修して使うという方針なのでございますけれども、解体費用の173万円が書いてありますけれども、仮にこれから設計が行われまして、これを上回るような金額になれば、9月補正で、補正予算の中で、少しでも対応させていただいて、対応したいという考えを持っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

玉野委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑はございますか。

鈴木（紀）委員。

鈴木（紀）委員 説明、わかりました。おおむね納得はしたんですけれども、この改修工事費はおおむね幾らくらいかかるのかというのと、当然釣り客という、そういうお客さまのことがまずメインになってくると思うんですけれども、工事期間というんですか、そういった物事をどの辺を予定しているのか、2点ほどお聞きしたいと思います。

玉野委員長 三森産業観光部長。

三森産業観光部長 概算については当初どれくらいかかるだろうという本当の見積り的な意味合いでのお話がありました。その金額と、今実際に鉄骨、今までのものを生かした形で、どのくらいの費用で修繕ができるものか、改めて設計を組んでいただいておりますので、費用的な部分はもう少しちょっとしてからでないとはっきりしない

ということでございますので、ここで金額はちょっと。金額がひとり歩きするとまずいものですから、後の段階でまた正確に出れば、すぐ調べてということなのですが、今の段階だと、ちょっと後にさせていただきたいと思うんです。

あと工事期間につきましても、実際に改修部分がまたどういうものかというのも、今の時点ではまだ把握できていない状況なものですから、期間についても見きわめた形での答えをしたいと思うんですが。

玉野委員長 そのほか、ご意見ございますか。

どうぞ、鈴木（伸）委員。

鈴木（伸）委員 これがなくなったがために民間のところに利用者が来たということなのですが、その数は教えていただけますか。

渡邊産業観光建設課長 私の情報では、データの把握はしていないんですが。

鈴木（伸）委員 近くにあるということなんだけれども、年に二、三人来るといふのと、年に50人、100人来るのではやはり判断でね、お金の使い方が違うかなと思って、ちょっとそういう観点でお伺いしたい。

それから、もう一つ、当然温泉場という環境というのは、歴史が1,200年もある中では鉄を溶かすということは地元の方はよく分かっていると思うんですね。そうすると、こういう施設をせっかく平成3年につくってありながら、こういうことになったということについての、これだけつくってくれというのは簡単なんですけれども、大切にするという意識はなかったでしょうか。

渡邊産業観光建設課長 1点目の人数的にどうかということなのですが、これにつきましては、この文面に書いてございましたハイキングに、特にハイキングですか、釣り客等が多かったというお話は聞いてございません。

それと2点目のほうは、じゃ……。

印南産業観光建設課長補佐 温泉の排水につきましては、一応基礎部分にかからないように真ん中にこういうふうには排水管がありまして、風に放流するようになっているんですけども、風というか、吹き上げる風が時々こういうふうにならなくなってしまおうという感じで四方の柱のほうにしぶきがかかると。

鈴木(伸)委員 ということは、地元の方の使い方じゃなくて、設計の段階でそういうことを考慮していなかったというふうに思ってしまうのでしょうか。そう解釈したと。原因としては、今の説明だと、これがなかったから腐食が通常より進んだということですね。

玉野委員長 三森産業観光部長。

三森産業観光部長 今、補佐のほうから説明がありましたように、鉄骨があるということでの排水管を設けて設置した形で、当然排湯等が流れるということ想定した中で管を設置したんですけども、何しろ川のところですから、川風というのが想定できなかったと思うんですね、そこまでは吹き上がって。そういった意味での対応はしたんですけども、そういった状況の中で平成21年度から、18年ぐらいは、それはできたという状況ですので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

玉野委員長 ほかに、ございますか。

ないようでございますので、質疑等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

玉野委員長 異議がないものと認め、これで終了いたします。

今後ともよろしくお願いいたします。

執行部入れかえのために暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

玉野委員長 委員会を再開いたします。

生活環境部の審査

玉野委員長 次に、生活環境部長よりごあいさつをいただきます。

また、職員の方のご紹介もよろしく願いいたします。

松下生活環境部長 (挨拶。)

(出席説明員自己紹介。)

玉野委員長 ありがとうございます。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前11時21分

玉野委員長 委員会を再開いたします。

生活課の審査から行います。

議案第48号の上程、説明、質

疑、討論、採決

玉野委員長 議案第48号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について、執行部の説明を求めます。

長山生活課長 (議案第48号について説明。)

玉野委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑等をお受けいたします。

木下委員。

木下委員 ここで歳入と歳出で補正が組まれたわけですが、今回西大和地区の駐車場に関しては、もともとの駐車場がまた併設されるわけですね、よその。それは無料なわけですよ。今回こっちは有料ということになる。そういうことも考えると有料の駐車場のほうに果たして利用者が行くのかどうなのか、そこら辺のところは検討してみたことはあるんですか。片方は無料だし、同じに行けるかと。

玉野委員長 松下生活環境部長、どうぞ。

松下生活環境部長 まず、市営駐車場のある部分については、あそこの再開発に入る事業者が専用に使うものだということになると困るわけです。要するにそういう話でつくった駐車場でない部分ですので、違うほうの商店会、疏水通り商店会の人たちにもいっぱい使ってもらいたいという意味。あと、我々も一般的には、その辺で酒を飲むときに置いて、後で代行車で帰ろうというときに、そういう使ってもらう意味の施設と位置づけで市営になるわけです。

それで、建物に本当にくっついて再開発をやっているところに無料の、当然。それは大体どこのスーパーだって無料で駐車ですから使いますけれども、まず、そういう位置づけをしたと。そうすると、ほかの市営駐車場はみんな有料なのに、その市営駐車場はただだよというわけにはいかないということで有料化をまずしました。

それから次に、買い物は大体1時間程度あれば普通の買い物なら大丈夫だろうということで、実際はそのところで1時間ただなんですよ。市営のほうも。だからそれで使ってもらえば実際はお金は入りませんが、無料で使っていただく。ちょっと延びてしまっても50円ぐらいしか足されませんから、50円ぐらい払えば使えるというこ

とで、利用が極端にお金が有料で、有料の市営駐車場になったから、だれも使わないだろうという発想にはなっていません。要するに普通の買い物だったら1時間、スーパーに1時間以上いるときは、もちろんあるけれども、普通我々が日常使うときは1時間もあれば十分買い物はできると思う。そういう人はどんどんとまれるということで、無料でとまれるということです。

玉野委員長 木下委員。

木下委員 買い物でとめたんだから、ある程度、金で取らなくちゃね。

玉野委員長 松下生活環境部長。

松下生活環境部長 そう……。それで経費が全部市営で、土地代も全部買い取ったのにただだと、スーパーの人なんか、またあそこのスーパーだけ、ただに、市が駐車場をくっつけてやったのかといったら、ほかのスーパーも、うちも、うちも、駐車場つくってくれという話になっちゃいますから、そういう意味では有料の駐車場にしくちゃならない。ですから大きな顔でそこを使って、商店街はみんなほかの部分、再開発じゃない近隣にいっぱいありますから、ああいう人たちもどんどん使ってくださいというふうな宣伝はしていきたい。以上です。

玉野委員長 ほかの方の質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

玉野委員長 ありませんでしたら、質疑等を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

玉野委員長 異議がないものと認めます。

よって質疑等を終了し、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

玉野委員長 討論がないものと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第48号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

玉野委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については原案のとおり承認されました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

玉野委員長 次に、議案第50号 那須塩原市駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、執行部の説明を求めます。

長山生活課長、どうぞ。

長山生活課長 （議案第50号について説明。）

玉野委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑等をお受けいたします。

鈴木（紀）委員。

鈴木（紀）委員 確認なんですけれども、駐車場の位置がわからない、場所がわからないんです。表に黒磯駅にしる、どこが市営の駐車場なのかということがわからない。西那須野もそうですけれども、そういった位置がちょっとわからないので、わかるものがあれば、後日でもいいですけれども、いただければと思います。

長山生活課長 わかりました。

〔「それは場所だけでいいんですか」と言う人あり〕

鈴木（紀）委員 場所だけで結構です。わからないというのは、そうだね。黒磯駅前でも正面に向かって左側に医者がありますよね、クリニック。その隣がたしか市営駐車場になっているんですか。

長山生活課長 あれは右側です。

鈴木（紀）委員 右側か。そこにフェンスがあって、その隣も何か車がとめられるように白線が引いてあるんですけども、あそこら辺だって、ええっ、あれはどうか、何を建てている……。

長山生活課長 JRも、多分。

鈴木（紀）委員 そうですか。そこら辺との関連はちょっとわからない部分だけけれども。

よろしくお願いします。

玉野委員長 松下生活環境部長。

松下生活環境部長 そこを説明のほうでちょっと補足させていただきますので、新旧対照表がいいので、議案の第50号は4ページに新旧対照表がありますので、そうすれば現行とあれが、そちらを開いていただけますか。資料編の4ページですから。横になります。

〔「全協でもらったやつがわかりやすい、こんな」と言う人あり〕

松下生活環境部長 すみません。でも一応議会、これ、あれですから。

まず、左側が改正案で右側が現行ということになっておりまして、課長が言ったことと一部重複しますけれども、第2条で改正になっているのは、表の2行目に、まず位置が、住所が変わっているんです。那須塩原駅の東口駐車場、これが532番地9、もとは554番地3、これは場所がかわったんじゃないで、表示が間違っていたという地域なんで、駅舎そのものが554の3だったので、ですから知らないうちに改正になっちゃったと、後で言われても困るので一応お話をさせていただきます。532番地の9が今現在ある東側にありますけれども、無人の。それ表示が正しいです。

それから一番下が新たに加えたということで、これを比較していただくと1個ふえたということで今回のがふえた。

その次の第4条関係につきましては、駐車でき

る自動車のものが表現上一番わかりやすくしようということで少し文言を整理したということで、考え方を変えたわけじゃないんですが、文言を一番わかりやすい表現としていただいたと。

使用料関係につきましては、課長のほうからも説明がありましたように、5ページ、6ページということで基本料金が1回当たり、1回の出入りにつきというと、普通は1日だという発想で多分つくと思うんですが、悪く考えれば、1回出入りなら1週間とまったって1回だというふうになってしまって、運用上問題があったということで、ほかのと合わせながら上限を決めてやったということで、大体新幹線の駅の料金の表示の仕方が標準的なので、これで大体みんな、今回あわせた。それぞれ単価は少し違いますけれども、近隣の民間を圧迫しない範囲で、このような形でただにしたと。ちょっと文言等は長くなったのは誤解を与えないように説明文が備考欄がふえてしまいましたので、ちょっと長くなっていますが、悪く解釈されないようにということで表現がかなり長くなっていますけれども、大きな考え方は変えたつもりはありませんので、ご了解いただきたいと思います。

それで、施行については9月1日ですけれども、西大和は10月オープン予定で、今いるの……。

川嶋生活課長補佐 一応担当のほうから9月下旬に完成して、供用するというお話になっていますので、こちらとすれば、とりあえず10月1日から供用を開始したいと考えています。

松下生活環境部長 施行日が9月1日ですから、こちらの黒磯のやつは9月1日からこの料金になるという話になります。向こうは実質上オープンさせないので、10月1日から、お店があかないから、余り使うことはないと思いますので、それで10月1日という形にしたということです。それが

ら、施行日はあくまでも9月1日というふうにご理解いただきたい。

以上です。

川嶋生活課長補佐 予定では店がオープンしますと、やはり市営駐車場も整備されているのにオープンしないと、利用者に不便を与えるのかなという気もしますので、そこら辺は調整を図りながら最終的にやっていきたいと思います。とりあえず予定では先ほど言いました10月1日にはオープンしたい。早める可能性もあります。

以上です。

玉野委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

玉野委員長 ございませんでしたら、質疑等を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

玉野委員長 異議がないものと認めます。

よって、質疑等を終了し、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

玉野委員長 討論がないようでございますので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

玉野委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

玉野委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については原案のとおり承認されました。

以上で生活課の審査を終了いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時39分

再開 午前 11時46分

玉野委員長 委員会を再開いたします。

環境対策課の審査に入ります。

請願第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

玉野委員長 請願第1号 高すぎるごみ袋の値下げを求める請願についてを議題といたします。

紹介議員高久好一議員より請願第1号について説明をお願いいたします。

高久議員どうぞ。

高久議員 (請願第1号について説明。)

玉野委員長 説明が終わりました。

紹介議員に対する質疑等をお受けします。

鈴木(紀)委員。

鈴木(紀)委員 最初に2点ほどお聞きしたと思うんですが、この請願の中で、有料化に対する税金の二重取りというのを言っていますけれども、半額にしても二重取りには変わらないんじゃないかという1点と。

あと公平性ということでお話がありましたけれども、処理費用が5万円とか、粗大ごみが9万円、ペットボトル費用16万円、料金的なものはそういう部分もあるかもしれないですけれども、我々一人一人が出すごみをいかにして分別を進めていくか、ごみの量をいかに我々市民一人一人が減らすかということに関しては、どういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

玉野委員長 高久議員。

高久議員 税金の二重取りということですが、これは市民のほうは二重取りというのは、ごみの有料化の部分で、袋でお金を取る部分と、あとは自治体はその自治体を清潔に保つということで市民税で取るということで、これと合わせると二重に取るという考え方ということです。

それと公平性ということなんですが、今ごみの袋の容量で料金を決めているということ、先ほど申したのはごみの種類によって処理料が全く違うと。違うにもかかわらず容量だけで単純化して取っていると。これは世界の流れでもそうだと思うんですが、日本でも一部取り入れられ始めていますけれども、ほとんど徹底されていない。処理料の高いものであっても容量で、容量という一つの方法だけで、全くそういうことを考慮しないで、ごみの処理を容量だけでやっている。これではやはりちゃんとした公平性が保たれんという説明がかなりされましたね。やはり公平ではないんじゃないかと。片やごみごとに4分の1、片方は4倍、5倍に処理料がかかるという、ほかに同じ値段だということになりますので、地元の説明は処理料の約4分の1を負担していただくという説明だったと思うんです。そういう中で公平性が必ずしも保たれていない。極めて不公平という考えです。

玉野委員長 木下委員。
木下委員 それじゃ、請願書の中に年間で1世帯当たり約8,000円の負担になると。これ単純計算ですと、50円で8,000円の負担ということは約160枚だね。それだけ出すんですか、大体、年間に160枚。そういうことも計算したり、それから、例えば160枚、全部が全部を出すとは限らないと思うんですね。その全部11万6,000人ですか、子どももいますから、その人たち、世帯数にして9万何千ですね、それが全部出すのかどうか。そういうことになったら、そういう計算はしてあるん

でしょうか。この8,000円の負担が現実的に今、数字的に申しませんが、160枚が必要。そのほかに本市は指定の袋じゃない、要するに資源ごみとか、そういうものはこの資料にありますように、これは普通の市販の袋で出せるということなんですよね。そういうことからすると、一概にこの1枚に20円、それをうちのほうは50円ですから、25円にしるということですね。要するに無料にしるとは言ってないわけですね。負担はやむを得ないということで。大田原市と比べるから、それが高いということ。大田原市の袋の値段ですか、これは皆さんお調べになったことはありますか。要するに袋の値段ですよ。大田原市で委託して製造したものを買っていただくというような方法でやっているわけですね。あくまで袋の値段なんですよ。どうなんですか。その処理料とか、そういうものに関しては一切ノータッチということですか。

玉野委員長 高久議員。

高久議員 年間1世帯当たりの処理料8,000円というのは市のほうの説明で、1年間で約7,660円という説明が説明会で行われました。その資料をもとに約8,000円という表現をしました。

木下委員 ですから、現実にはどうなるんですかということでお聞きしたわけです。

玉野委員長 高久議員。

高久議員 それと、あとは那須塩原市の世帯は9,000じゃなくて4万2,000です。

それと、ごみの袋を大田原の場合は45、20円というのは大田原市の説明ですと、これは生産原価という説明です。栃木市のほうにいくと、同じ袋が8円、これが生産原価だという説明です。ただ、ほとんど印刷の違いぐらいで内容的には変わりないと思います。実際見せていただきました。そういう中でこういった表現にしました。それで、約8,000円という数字のものは市のほうが昨年、

夏から秋にかけて説明した説明会の会場で使われた数字を使わせていただきました。

玉野委員長 木下委員。

木下委員 じゃ、今言われました8,000円の根拠、執行部の方でどういう説明、どういう経過でしたのか、ちょっとちなみに。

玉野委員長 玉木環境対策課長。

玉木環境対策課長 現実的に、排出総量等に事業系のごみも入っております。確かに私どもが説明したときには、今、高久議員がおっしゃましたように、1年間で約7,660円ほどということなのですが、これが平成18年度の実績で1年経緯にされた家庭系の可燃ごみ、これを人口で割りますと1人当たり220.42kg、これを4人世帯ですとどのくらい出るかということで、先ほど部長が説明しましたとおり、可燃で45ですと1枚当たり6kgぐらい入るという計算を出してはじいた額でございます。

これが可燃のごみで、一応今の申し上げました説明で148枚年間使うであろうと。それで7,400円。不燃が30のものを12袋使うであろうということで、360円。可燃が7,400円、不燃が360円で7,760円というふうな計算をしまして、説明会をいたしました。

ただ現実的に、私のうちのことを申し上げて申しわけないのですが、現行、非常に分別を今徹底してやっております。そうすると、ごみが6割から7割くらいです。今、週2回、可燃ごみの日があるのですが、1回1袋です。月8枚、年間96枚。ですから、今の試算から比べるとかなり減っている。これは皆さんのところもそうだと思うのですが、分別が徹底されれば捨てるごみは減りますよね。それで、さっき言うとおりに減ってきていたというようなことです。

玉野委員長 それでいいですか。

鈴木（紀）委員 さっきの問題なのですけれども、二重取りということに関しても説明は、そういう説明でしたから、市民税から取っている。ただここに言ってきているのは50円、25円にしたとしても、二重取りに変わりはないわけです。その説明はどのようにするのかというのと、先ほども一回言ったように公平性、これだって結局、行政の袋的な容量の部分があるけれども、我々がきちんと分別を出して、分別を本当に一生懸命やって、先ほど課長のお話にあったように少なく出している人、どうでもよくていっぱい出している人、そういう人たちに対しての公平性をどういうふうに見ているのかという部分で聞きたいと思って質問したわけです。

玉野委員長 木下委員。

木下委員 それから、今、公平性ということになりますけれども、例えば単純に計算すると、負担の割合なんですけど、2日ちょっとに1袋45ですか。そういうのを出すという計算なんです。そういうことなのです。

玉野委員長 高久議員。

高久議員 今、お話の中で分別を徹底してごみの量が減るということは、これは大変結構なことだと思いますし、環境省もごみが減るということで、ごみは分別によって減るというような評価のほう为主要となってきたと有料化よりということで、そういった分別を進めるということでは、私どもも不満はありません。ただ結局、二重取りというのは、自治体は個人の個別のものに対してほかの取り方ができるというような、たしか法律があったと思います。

ということで、袋でさらにお金を取るというのは、私のちょっとした資料のほうでは幾つかこの有料化に対して二重取りではないかということで、裁判をかけていると、もう少しすると判決が出る

ような、そういう状況も幾つか持っているのですが、まだ結果は知らされておられません。

あとは公平性ということで、ほとんど話としては処理量の問題ができました。あと同じ二重取りを認めるのかという話も受けました。その二重取りに行くまでに伺ったのは、今、大変な経済状況の中で市民が暮らしている。そういう中で、私たちのほうも議会の中でもお話ししましたけれども、当面、半額にするように。そういう表現を私は議会の中でもしています。

岡部委員 私も疑問を感じまして、一般質問に出させていただきました。それで、ご説明をいただきまして理由がわかった部分がたくさんあります。

ですから、でき得ればそれは安いにこしたことはないです。お隣の市が半分以下であれば、安いというのがいいかもしれませんけれども、果たしてそれだけでいいのかどうか。

このこともまだ始まったばかりですので、ちょっと私もきょう説明を一般質問のときにしていただきましたので、3月の議会で決まっていることなのです、これは定例議会です。やはり見直しということは考えられるかもしれませんが、今の段階でその請願を重視するということが、果たしてどうなのかという疑問がありますので、皆さんにも私の考えをお知らせしておきます。

〔「委員長、さっきの続きは」と言う人あり〕

鈴木（紀）委員 二重取りの件なのですけれども、個別に取れるとかという話がありましたけれども、極端な話でゼロにするというのが二重取りになるのはやむを得ない。半額にしるというのが、二重取りには何ら変わりはない。大田原だって、これ1枚20円にしたって、これだって二重取りになっているのではないかと思うのです。そこら辺ではどういうふうに説明するのかというのと。

いずれにしろ公平性からいったら、本当にもう何回も言いますけれども、一生懸命努力している人、努力しない人も一緒に考えること自体が不公平ではないのかなど。それが我々やる側から見ると、それが一番かなという。

基本は、これはごみの減量化に向けての一つの手段として有料化にしたという、その金額だと思いうのです。その中において、手数料等による収入が入って、それも環境という基金のほうで戻していくとかというような話も説明を聞いています。それも環境的な部分で基本にしているという。だから、決して手数料がまるっきり一般財源に入って、ほかのものと一緒にされていくという、そういう部分ではないというふうに私らは伺っているので、それで議決に賛成したという経緯があるのです。

ですから、いずれにしろ市民税は取られている、半額にしたって要は取られているということに関しては、何ら変わらない。それによって、減量が進むのかというと、進まないのが現状ではないか。先ほど大田原のほうの説明にも入れましたけれども、減量が進んでいるかという一向に進まない。だから、要は意識改革をどういうふうにして進めていくのかという、そういう部分のモラルという言い方はないのですけれども、そういった啓蒙活動が重要な課題になってくるのではないかと思うのです。

それと、先ほど課長が言いましたけれども、努力している人は年間98枚でしたか、先ほど160枚の計算、すると約60枚から自分では負担しなくて済むという、それが努力した結果だと思ふんです。それが努力しなくても同じように単価出されるのではたまったものではない。そういうことも、やはり本来の我々市民が出す側にとっての公平性というものを念頭に置いてやっていただけたらと思

うのです。

そこをもう一回、再度聞きたいと思います。

玉野委員長 高久議員。

高久議員 ごみの量が分別することによって減ると、家庭での取り組みが違ってくることが肝心なところであると。私もそう思っています。

ただ減ったにしても、やはり前にも申したように高い値段を設定しているというようなこと、こういう経済状況の中で、栃木県内でも鹿沼市とか足利市とか、そういった今まで有料化したような地域での経済の流れの中で、もちろんむだな物を買ってごみにしないという運動なんかもあって、そういうような中でごみが減量されていくと。これは私たちも願っているということですが、横浜市の例ですが、有料化しないでごみを分別によって減らして、減量ができるという事例もできているわけですから、有料化だけに頼るといことと、市民に重い負担をできるだけ課さないというのは、これは自治体としての当然の努力だと思ふのです。

そういう中で、すべてを有料化するのも、全部市民に有料化によってごみが減ると。市が余りこれはありませんけれども、市民の努力によってごみが減っていくと。これが評価すべきことで、そういったところを励ましやっけて減らしていくと。これが自治体の当然の努力、私たちのこういったものを進めていくべきというふうに思っています。

それから、私たちが言っているのは、こういう経済状況の中で当面、半額にすべきだというような意見、また全くそういうものを無視してということではありません。

玉野委員長 木下委員。

木下委員 今の税金の二重取りでないかというこ

と、鈴木委員がおっしゃられました全くそのとおりでありまして、この税金というもののすべて、私は全然もう意味が違うと思うんです、税金がなぜここに出てくるのかという。もう全然、違うんです。ですから、私は税金の二重取りという表現は、いかがなものかということです。

それから当面、今、経済状況が苦しいと。例えば、このごみの定義というのはわかりますか。すべて買ったものとか何か、必要であるものを自分たちが求めて、そして使えなくなったものとか、汚くなったもの、そういうものが一般的に要らなくなったものとか、テレビとか、そういうものも入りますけれども、すべて金がかかっているわけです。この苦しいときになぜ捨てるのかと。なぜ買い求め、またそれをすぐ捨てるのかと。そういう気持ちをまず持つべきものなのです。

そして、それをこの苦しい状況の中で、ごみ袋1つが50円だと。そこで減るのが何百円、何千、何万であったのかと。基本的には、私はそういうことから考えて、要するに意識の改革です。

そして、つけ加えて申せば、この那須塩原市、旧3市町、塩原、西那須、黒磯とおのの分別の仕方が違ったわけです、ついこの間まで。旧黒磯は黒い袋で何でもいいんだと。どんなものでもいいんだと。それで、処理をしてくれたと。旧西那須では透明の袋で、そこへ名前を書いて、そしてきちんとした当番制をつくって、そうしてやってきて今の状況ができたという。

そういうものにしたら、例えば、無料でどういう袋を使うのか、それは知りませんが、袋のこと、厚みとかそういうものに触れていませんよね、無料にしようと、20円引き下げようと。今の袋というのは20円引き下げなのかどうなのか。そこで、製造コストとかいろいろな関係があるわけなのです。どういう袋を使うのか。そういうも

のに触れていないわけなのです。

その辺のところ、きちんと研究して、今言うごみの定義とか、そういうものもひとつ考えてもらって、今、鈴木委員が申されましたように公平性というか、そういうものからすると、今までは甚だ不自然だったわけです。ですから、この際、新しいそういうシステムができ上がったわけですから、高久議員はそうおっしゃいますけれども、那須塩原市も当面は様子を見ようと、今、まだ始まったばかりですから。私は今、批判というその気持ちはわかります、大変だとか何とか。要は基本的に考えていかないと思うのです。

玉野委員長 ほかにございますか。

鈴木(紀)委員。

鈴木(紀)委員 確認なのですが、大田原のほうではここでは大田原の住民がいないのであれなのですが、20円の袋をつくって、年間どのくらい使っているのかというのはわかりませんが、何枚使っているのか。さっきうちのほうで約8,000円ですから、大田原のほうでは果たして20円で何枚くらい使っているのかというのは、データはどうなっているのか。

玉野委員長 玉木環境対策課長。

玉木環境対策課長 平成17年度の栃木の廃棄物から見ますと、鈴木委員の質問に的確に答えられなくて申しわけないのですが、大田原市民が1人当たり出す量が1,020g、那須塩原市民が1,165g。ですから、これは1日1人当たりの365倍しなければならぬのですが.....。

〔「そんなに変わらないということか」と言う人あり〕

玉木環境対策課長 いや、100gちょっと変わっています。

高久議員 先ほどから言われている二重取りとかという表現がまずいというのは、いかがでしょう

か。

たまたまこれは、学識経験者の意見なのですが、明治学院大学の熊本教授の諸説とこういったところですが、日常的な家庭ごみの処理費の有料化は地方自治法違反の疑いがある、そういうことで裁判なんかもしているということです。粗大ごみの処理や印鑑証明まで一定の個人のためのサービスとなって、数字上で賄うことができると定めていると。個人から出た廃棄物処理ということで市町村に義務づけられているのが、地方においての家庭内でのごみにおいての定めたものに対する部分は、違法ということになりますというような表現もあります。

というのも、私がここで言っているのは、税金で各自治体が清潔にきれいにして廃掃法をと言われるんだと思うのですが、ということで、町をきれいにするというので、税金を取っています。さらに特にごみを限定して取るということで、二重取りという表現をしました。外れていないことではないと思うのです。

〔「半分ということの回答がない」と言う人あり〕

高久議員 また半分ということなのですが、……。

〔「そういう議論は、裁判をやっているのでしょうか」と言う人あり〕

高久議員 そういう学識者もそういうことをやっているということだから、それはそれで見ていく必要があるんだと思うのです。それで、有料化によってごみが減量されるというのも、環境省もそういう表現を引き下げているということから見れば、かなり有力な考え方だと思います。

玉野委員長 玉木環境対策課長。

玉木環境対策課長 先ほどのごみの量を計算しますと、大田原と那須塩原の違い、大体年間で1人8枚から9枚になります、単純にごみの量からし

ますと。ですから、3人世帯ですと24枚、4人ですと4掛ける8は32枚ということになります。

玉野委員長 松下生活環境部長。

松下生活環境部長 違法とまでちょっと言われたので、お話だけさせていただかなければいけないのですが、確かにそういう学者もいたでしょうけれども、国のほうでもちゃんと整理をいたしまして、これは手数料としてそういう負担で取るということに問題はないということで、整理をされておりますので、それをもってどんどん今出てきている。有料化の市町村がふえてきているわけです。ふえてきている自治体は多分統計を持っているから、無料化にどんどんやっていくというのではなくて有料化はふえてきている。

というのは、国のほうで2005年に審議会等々にかけて、そういう発想でやってきた。もちろん100人が100人、学者が今、問題になっているとは言いませんけれども、国のほうもその辺の話は受けて、地方自治法の今度の問題を有料で取ることに問題ないという見解が出ているというのを受けて、私どもはやっている。違法行為をやっているつもりはありません。

玉野委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

玉野委員長 ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

玉野委員長 異議ないものと認めます。

よって、質疑等を終了し、討論を行います。

討論はございますか。

木下議員。

木下委員 それでは、このごみのお金をという請願について、不採択とすることで討論をしたいと思います。今、紹介議員の高久議員のほうからもいろいろ説明がございました。

本市のことについて、なかなか確認もまだきちんと把握はしていない、現状はどうかなど、ただよそはどうだ、お隣はどうだというような発想から、今回まだごみ焼却システムというのが出だしたばかり。9月に議会で議決をしたわけで、これからいろいろな問題が発生してくるのだろうと予想されますが、それから徐々に研究なり検討して、またある程度の結論が導き出されるものであるというふうに思います。

ですから、今回のこの手続、要するに今回のごみのことに関しては、きちんとした説明会やら何やらで手続を踏んで、今回やっているという。

それから、次に、この有料化については、処理費用負担の公平化、ごみの減量化ということが目的でありまして、高久議員は半値にしろということでもありますが、そのことが再度討論した目的、よそに対して半減するというようなことになりかねないということと。

それから、高久議員も多分ご承知だと思いますが、全国的に見ても特別この那須塩原市が高いということは、私は言えると思うのです、統計的に見ても。本県に関してもそうです。それは先般のある新聞の話は別としまして、例えば無料化にしてごみがふえれば、これはまた戻すこともあり得るというような話もございました。

それから、先ほど言いました税金の二重取りということですが、税金というものからほとんどかけ離れた性格であり、趣旨であり、これはこの中の税金の二重取りということには当たらないというふうに思います。

それから、ごみの減量化に対しては、身障者とか、あるいは小さいお子さん、そういう方の家庭にも十分配慮しています。これはおむつ代だとか、そういうのできちんと無料ですね、そういうことで対応していると。それから、先ほども言いまし

たように、まだこのごみ焼却は稼働して何十日も経っていないという、これから十分な検討を加える、あるいは要望を入れると。

そういう中で、私たちも先般、昨年の議会でそういうことで議決したわけで、高久議員は多分反対したかもしれませんが、私どもはそれに賛成をした経緯があるということで、よって、この請願に対しては不採択すべきだと思います。

玉野委員長 鈴木（紀）委員。

鈴木（紀）委員 私も同じく不採択ということで討論したいと思いますが、このごみの減量、資源化向上という疑問に対しての背景というものを考えると、やはり地球温暖化防止というここに一番大きな課題になるのではないかなと思っています。

そういった意味においては、麻生総理が2015年度まででしたか忘れましてけれども、15%削減という、そういう目標も出してきたわけです。そういう中においては今、地球温暖化においては気候変動という、そういう中においてミツバチだとか、またチョウなんかも大分北のほうに向かっているという話も私は伺っております。

そういう中においては、一人一人が二酸化炭素をいかに排出量を防ぐか、少なくしていくのかというところに一番大きな問題があるのではないかと思います。そのための我々一人一人の努力をやっていく必要性がここに出てくるのではないかなと思っています。

ですから、確かに今、リーマン・ブラザーズのこと、破綻ということで、かなり経済状況も厳しくなっています。しかし、ここに来て内閣府のほうで財務局のほうですか、わずかながらも若干ですけれども、上り調子になってきたというようなことも出ています。その中においては、また先ほど課長のほうのお話にもありましたけれども、やはり自己努力によっては100枚を切るという、そ

ういうものも当然出てくるわけですから、市民意識を上げるためにも、やはり現状の単価で私はよろしいのではないかと思います。

そういった中において、先ほども言いましたけれども、本当に地球的な規模で資源化に向けてやらなくてはいけないということが、至上命令であると思います。そういう大きな気持ちでとらえていただくというご審議ではないかと思しますので、この可燃ごみの審議に関しては不採択ということでしたと思います。

玉野委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

玉野委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

玉野委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

ただいま木下委員、鈴木委員から不採択の討論がなされました。

採決いたします。

請願第1号 高すぎるごみ袋の値下げを求める請願については、採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

玉野委員長 挙手なしと認めます。

よって、本請願については不採択と決しました。

以上で、環境対策課の審査を終了いたします。

暫時休憩とします。

ここで、紹介議員、高久好一君と傍聴者の退室をお願いいたします。

休憩 午後 零時29分

再開 午後 零時30分

玉野委員長 委員会を再開します。

その他

玉野委員長 ここから、その他にしたいと思いますが、何かございますか。

木下委員。

木下委員 執行部にちょっとお尋ねをしたいのですが、現在、4月から市の焼却のシステムがスタートしたわけなのですが、旧黒磯はほかと別というような袋とか、そういうものは何でもよかった。もちろん、収入源とか、そういうものは別としても、国の基準というのはちょっとお粗末であったというのが現実なのですが、その後、今、不満とかそういうものは、旧黒磯に関しては多いような気もするのですが、うちの値段もみんな周知徹底していることなのですか。

松下生活環境部長 統計、アンケート等をとったわけではないので、バックデータは正直に言っていないのですが、4月当たりは分別、それから袋の種類、今まで黒いのでよかったのにと、そういう電話等の意見照会や苦情や、いろいろ確かにありました。

どんどん日を追うごとに減ってきてまして、今ここにいられるように、こんなここにいられないくらい電話がじゃんじゃん鳴ってひどかったです、確かに正直に。取り残しもあったり、業者が変わってしまったので気がつかないで置いていってしまったとかいろいろありましたが、大分周知できまして、絶対ないとは言いませんけれども、黒い袋でステーションに何回言っても置いていってしまうという人は、今のところ聞いていません。

たまにぼっと忘れて置いていって、それは回収できないわけなのですが、ステーションの責任者

とか、ごみ減量の推進員さんを通したり、我々も直接行って中をあけてみると、何となくどなたのかわかるんです。案外、物すごくはっきりであったら外すでしょうけれども、結局、請求書が入っていたり、結構見つかってしまうんです。それをお尋ねしてご指導すると、すみませんでしたという話になっていますので、大分理解はされたと思います。

玉野委員長 鈴木(紀)委員。

鈴木(紀)委員 その他ということなので要望という形になると思うのですが、ごみの分別が大変な人もいます。それは聞いていると思います。特に缶や瓶のふたがとれない。

ですから、できることならばお年寄りにもわかりやすいような形の、先ほどどなたか言いましたけれどもステーションに写真なり、何かこういうのを書いておいてもらおうと、もっとわかるのかなというような気がするのです。

というのは前回、私は福祉環境委にいて、四国の上勝町に行ったときには、公民館みたいなところの広い土地があるわけです。そこにとにかく全部持って行って、写真を見ながら分別すると。

そういったことで、それほど難しくない。それは、市街地とか郊外ありますから、なかなか難しい部分もあると思うのですけれども、お年寄りにもっと優しい分別の仕方と、もう一つは郊外でできるのであれば、分別処理場の大きくスペースをとって、写真を見て、これはこういうふうにするのかというような形をとっていくのも親切というか、できることからそういうことも検討していただければと思っているのですけれども。

玉野委員長 玉木環境対策課長。

玉木環境対策課長 鈴木委員のおっしゃるとおり参考にしていただいて、どんどんビジュアルに写真をつくって広報をやっていきたいと思います。

もう一点、当初、我々も委託業者もやるぞといってやってしまったものですから、今おっしゃったように飲料缶のふたがこれのとおり見ますと、後ろにいっぱいいつているのです。一緒だとだめ、それが今回、全部でいうと大体10本中1本入っていても、バツテンじるしつけて全部置いてきてしまったのです。必ず分別を徹底するんだと。

こっちは、これではがんじがらめになってしまって、5月15日でしたか業者を集めまして、悪意でない限りは、それから分別が全くわからないというのでなければ、間違ったということであれば、それは回収してこいというふうなことで統一しました。

紙もそうなんです、新聞もそうなんです。新聞も今まで全部分けてあったものですから、きっちりチラシと新聞と分けてしまうと、チラシにバツテンじるしをつけてきてしまう。それがわかって、これはとにかく確認しましたら、当然そのようであれば別々にやってあっても、紙で集めてもいいということがあって、それも徹底しました。

そういうことで、若干少しずつ変えてきました。ですから、ちょっと気負った部分がありまして、非常に遠い黒磯地区からすごい電話をいただきまして、缶をどうやって出せばいいんだというのがかなり来ましたが、後は説明については鈴木委員のおっしゃるとおりだと思います。検討させていただきます。よろしく願います。

鈴木(紀)委員 本当にうちの中がごみ処理場です。最近、どこの家庭もそうだと思うのです。プラスチックだ、トレイだの何だの、本当にこう言ったら気の毒ですけども、この住民というのは、小さい部屋に住んでいる人は要するに家族構成が少ないんです。

そういったってごみを表に出せば、結局はみんな言うことがあるみたいでしょう。そうすると出

せない。出せばバッテン。うちの中が今度はごみ置き場です、オーバーに言ったら。そこら辺のところを何とか改良していけだけの方法をとっていただければと思います。

それと、紙でもたしか2日ありますよね。それによって、きょうは新聞なのか、ダンボールなのかとか、それにその他とか、ややこしいという部分がそこら辺のところを、私もそうですけれども先ほど言ったように、高齢者の方はどっちなのかということなどに、そこら辺のところを今後考慮してあげなければということをお願いできればと。

岡部委員 すみません。本当に単純なことなのですが、こういうのを本棚に入れてしまうと、これがわからなくなってしまう。ですから、つるしておけるように穴をあける。さっき張ってというのと同じです。

非常に初歩のことがわかりやすくできていない、鈴木さんもおっしゃっていましたが、そういうお金を払って、ごみを一生懸命に分けようと、みんな努力しているのですから。物すごく努力しています、今、おっしゃったように。

ですから、行政側はそれに輪をかけてもっといい方法を人から聞き出す耳を持たないと、那須塩原市はよくなる。これはもうお客様に来ていただくのと同じです。ご利用する方のニーズをきちんと聞くと、これが大切なのです。どなられたとか何とかではなくて、すみませんけれども、すべてが知恵だと思うのです。

ですから、書いといて、これはできた、これはできた、これはどうしてもできない、それが私はお金だと思うのです。50円が25円にはならないんだという、今の財政の中ではならないんだと。こういうことをきちんと根っことしてつくれば、いろいろなことがそんなに難しくなく、皆さん、ご

理解いただけると思うんです。みんな一生懸命やっています、もうたまげるほど。

玉野委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

玉野委員長 ほかにないようでございますので、これで生活環境部所管の審査を終了いたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

執行部のみなさん、ご苦労さまでした。

その他

玉野委員長 大きな4のその他に入りたいと思います。

何か皆さん、ございますか。

(事務局説明)

閉会の宣告

玉野委員長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 零時40分